



答 申 第 6 2 3 号
平成 29 年 2 月 23 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、平成 29 年 2 月 23 日付け
神行主課第 2179 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

国民健康保険事務における基準収入額適用申請勧奨通知送付事務に係る
市税情報の利用について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 国民健康保険における医療費の自己負担割合の判定にあたり、行財政局主税部課税企画課が保有する事業所得に係る収入等の情報を利用することは、的確な対象者の把握と勧奨の実施に寄与するものであり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

国民健康保険事務における基準収入額適用申請勧奨通知送付事務に係る
市税情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【収入情報】

- ・ 事業所得に係る収入
- ・ 不動産所得に係る収入
- ・ 利子所得に係る収入
- ・ 配当所得に係る収入
- ・ 雑所得に係る収入
- ・ 譲渡所得に係る収入
- ・ 一時所得に係る収入
- ・ 山林所得に係る収入



答 申 第 6 2 4 号
平成 29 年 2 月 23 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、平成 29 年 2 月 23 日付け
神行主課第 2179 号-2 により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申しま
す。

記

後期高齢者医療事務における基準収入額適用申請勧奨通知送付事務に係る
市税情報の利用について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 後期高齢者医療保険における医療費の自己負担割合の判定にあたり、行財政局主税部
課税企画課が保有する事業所得に係る収入等の情報を利用することは、的確な対象者の
把握と勧奨の実施に寄与するものであり、市民サービスの向上に資すると認められるの
で、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切か
つ慎重に取り扱わなければならない。

後期高齢者医療事務における基準収入額適用申請勧奨通知送付事務に係る
市税情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【収入情報】

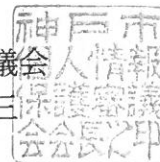
- ・ 事業所得に係る収入
- ・ 不動産所得に係る収入
- ・ 利子所得に係る収入
- ・ 配当所得に係る収入
- ・ 雑所得に係る収入
- ・ 譲渡所得に係る収入
- ・ 一時所得に係る収入
- ・ 山林所得に係る収入



答申第625号
平成29年2月23日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、平成29年2月23日付け
神行主課第2179号-3により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申しま
す。

記

介護医療保険事務における基準収入額適用申請勧奨通知送付事務に係る
市税情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 介護保険における介護サービス費の自己負担上限額の軽減の判定にあたり、行財政局
主税部課税企画課が保有する事業所得に係る収入等の情報を利用することは、的確な対
象者の把握と勧奨の実施に寄与するものであり、市民サービスの向上に資すると認めら
れるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切か
つ慎重に取り扱わなければならない。

介護医療保険事務における基準収入額適用申請勧奨通知送付事務に係る
市税情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【収入情報】

- ・ 事業所得に係る収入
- ・ 不動産所得に係る収入
- ・ 利子所得に係る収入
- ・ 配当所得に係る収入
- ・ 給与所得に係る収入
- ・ 雑所得に係る収入
- ・ 譲渡所得に係る収入
- ・ 一時所得に係る収入
- ・ 山林所得に係る収入